上下水道のおしらせ

転出・転入者について

簡易水道、専用水道を利用している世帯または、公共下水道に接続している世帯で、家族全員が転出される場合は、上下水道廃止届を提出する必要があります。また家族全員で転入される場合は、上下水道開始届を提出する必要があります。住環境建設課上下水道管理係窓口で手続きをお願いします。

下水道料金と減免について

一般家庭の下水道料金は、住民票をもとに、世帯割1，000円、人数割（一人当たり）700円で計算されます（消費税別）が、住民票を置いたまま、他の場所で生活をされている方（施設入所や単身赴任や学生など）については人数割分を減免しています。該当する方は、証明する書面（入所証明やアパート入居契約書の写しなど）を添えて申請をお願いします。

なお、減免されている世帯で人数が増えた場合は、届出が必要です。

下水道は、正しく大切に！

下水道管の詰まりやその他施設の異常が多発しています。下水道に流せない物が原因と考えられます。次のとおり下水道は正しく大切に利用しましょう。

①水洗トイレでは、トイレットペーパー以外の物（ティッシュペーパー、生理用品、紙おむつなど）は流さないでください。
②台所では、生ごみ類は流さないでください。
③天ぷら油、その他油類、プラスチック、ビニール類は流さないでください。

●申込み・問合せ
住環境建設課　上下水道管理係
TEL 75～4983

国民健康保険証の更新

現在交付している保険証（うきは市国民健康保険被保険者証）の有効期限は、平成29年3月31日までとなっています。このため、3月下旬に新しい保険証を該当世帯へ簡易書留で郵送します。

なお、現在お持ちの保険証は、4月以降は使用できませんので、各自で破棄してください。（区長さんは回収していません。）

保険証の郵送を希望しない方

保険証の郵送を希望しない方は、3月8日（水）までに市民生活課国保・年金係（TEL 75～4973）へご連絡ください。

新しい保険証の受け取りは、3月22日（水）以降に連絡時に受取希望した窓口、市役所（本館）市民生活課国保・年金係または浮羽市民課（市民センター2階）へお越しください。

就学や施設入所で住民票が市外にある方

就学や施設への入所のために住民票を市外に移した方は、市民生活課国保・年金係（市役所本館）または浮羽市民課（市民センター2階）へ申請してください。在学証明書や在園証明書が必要です。

平成29年度中に65歳になる退職者被保険者の方

退職の保険証をお持ちの方で、平成29年4月2日以降に65歳になられる方は、誕生月の翌月（1日生まれは誕生月）から「一般」の保険証になるため、有効期限が誕生月の末日までとなっています。

平成29年度中に75歳になる方

平成29年度中に75歳になる方は、75歳の誕生日から後期高齢者医療の被保険者になります。このため、国民健康保険証の有効期限は75歳になる日の前日までとなります。

更新後のお願い

○保険証を受け取られたら、必ず内容を確認してください。
○保険証の記入事項は、勝手に訂正できません。
○事業所等の健康保険に加入したとき、あるいは保険証の記入事項に変更、訂正があるときは速やかに届けてください。
○医療機関等を利用するときは、必ず保険証を窓口に提示してください。
○はり・きゅう施術券の交付を受けたい方は、必ず保険証をご持参ください。

●問合せ　市民生活課国保・年金係
TEL 75～4973